

協議会の会則です！

芝富士地区まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、芝富士地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、芝富士地区のまちづくりに関する協議を進め、地区の防災性と住環境の向上を図り、誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちを目指すことを目的とする。

(対象地区)

第3条 川口市芝富士1丁目及び2丁目を対象地区とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、会員は、お互いの立場を尊重し、協力し合い、協議会の活動を行う。

- (1) 対象地区のまちづくりに関する情報提供及び意見交換。
- (2) 住民、地権者等への情報提供。
- (3) その他、まちづくりに必要な事項。

(会員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 対象地区に居住する者、土地・建物を所有する者又は業を営む者で、芝富士町会長の推薦する者。
- (2) 前号の規定に関わらず、協議会の承認を得た者。

(役員)

第6条 本会の役員構成及び職務は次のとおりとする。

- (1) 協議会に、会長1名、副会長若干名を置く。
- (2) 会長は、芝富士町会長とする。会長は、必要に応じて協議会を招集し、ならびに会務の総括をおこなうものとする。
- (3) 副会長は、会長が指名する者とする。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

(会員の任期)

第7条 任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局を川口市都市整備部市街地整備室に置く。

(会則の改正)

第9条 この会則は、協議会で改正することができる。

付 則

この会則は、平成23年9月13日から施行する。

川口市市街地整備室の事務所が開設しております！

旧芝園小学校に市街地整備室を開設しました。担当職員が常駐していますので、まちづくりに関するご意見や地域の情報などがあれば、お気軽にお訪ねください。

住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17

※ 鉄骨の外階段を上った3階が事務所になります。移動手段が階段のみとなります。また、駐車場はございません。ご注意ください。よろしくお願いいたします。

●現地案内図



問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 担当：宗像、新井、岩間、鈴木
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

芝富士地区

まちづくり協議会 ニュース

2号

発行日：平成24年1月
発行：芝富士地区まちづくり協議会
(事務局)川口市都市整備部市街地整備室
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

芝富士地区まちづくり協議会では、昨年引き続き地区のまちづくりについての話し合いを継続し、活動内容を地区の皆さまにお伝えしていきます。本年もよろしくお願いいたします。

第2回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました！

平成23年11月22日（火）に第2回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました。当日は、①地区の課題の確認、②地区のまちづくりが第2ステップに入ったこと、③まちづくりルール（地区計画）とはどのようなものかについて事務局から説明（2～3ページ参照）があり、意見交換（3ページ参照）が行われました。

次回、第3回芝富士地区まちづくり協議会は平成24年2月7日（火）に開催する予定です。会員以外の方でも傍聴ができますので、ご興味がある方は4ページ下段の問合せ先までご連絡ください。

第2回 芝富士地区まちづくり協議会

- 日 時 平成23年11月22日(火) 19時～20時半
- 場 所 芝富士公民館 / ●出席者 14名
- 次 第
 1. 開会
 2. 誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちに向けて
 3. 次回の予定
 4. 閉会



▲当日の意見交換の様子

芝富士地区まちづくり協議会の活動内容を、川口市のホームページで閲覧することができます！



以下のURLで、議事録、会則、ニュース等を閲覧することができます。ホームページは随時更新中です！

第2回協議会での主な説明内容 ~誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまちに向けて~

① 芝富士地区のまちの課題

- ・土地区画整理事業予定区域であり、建物を建てる際、建築確認申請前に許可が必要です。
- ・当地区の区域南側が、地震時等において大規模な火災の可能性があります。
- ・幅員4m未満の行止り道路や、小規模な宅地が多く、建物が密集しています。
- ・道路基盤が未整備のため、消防活動困難区域があります。

② 芝富士地区のまちづくりの手法

H21.8 芝地区まちづくり説明会資料より
(川口市ホームページで閲覧できます)

土地区画整理事業によるまちづくり手法を見直し、段階的なまちづくりを行います。

第1ステップ

密集型住市総事業による、防災上必要とされる道路・公園等は、市が主体となって段階的に整備します。(H23.5 策定、芝富士地区まちづくり協議会ニュース1号参照)

今後の協議

第2ステップ

より良い環境を担保するために、地区の皆さまが主体となってまちづくりルール(地区計画)を作成します。

③ まちづくりルール(地区計画)について

防災性向上

- ・現状の建築制限に加えるルール(用途・形態・景観 など)
- ・地区施設(道路・公園等)の指定

生活利便性向上

④ まちづくりルール(地区計画)の検討スケジュール(案)

今年度	まちづくりルール(地区計画)の検討を開始
24年度 ~ 25年度	<ul style="list-style-type: none"> ●第1案のとりまとめ ●地区の皆さまに意見をうかがうアンケートなどを実施 ●原案の作成
25年度 以降	法律にのっとり、意見をうかがう手続きを行い、地区計画の都市計画決定

第2回協議会で出された主な意見

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

会員:平成21年度から行ったまちづくり勉強会*では、当地区が火災に弱い地区なので、消防活動や延焼防止のために道路を整備していくことを協議する、ということだったと思うが、今日の説明では「地区計画」というまちづくりルールの話が中心だった。どういうことか。

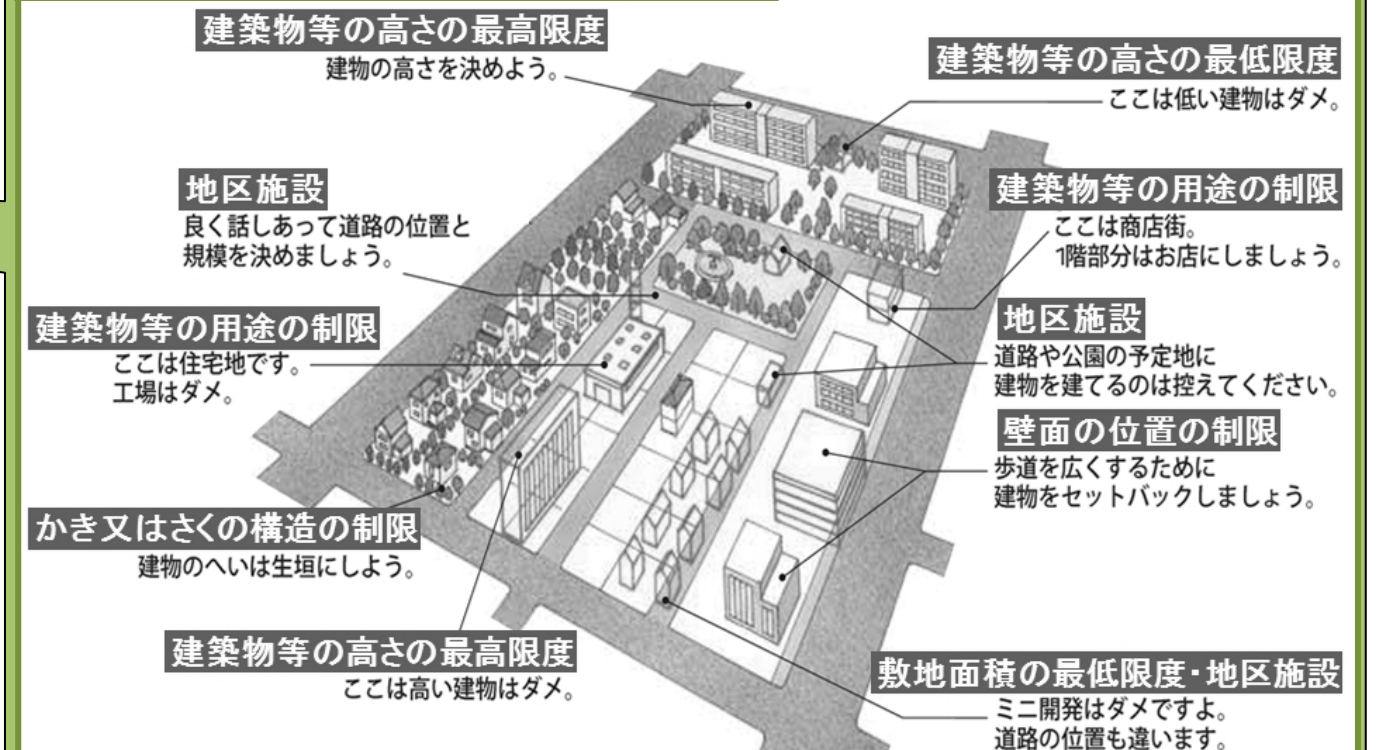
※まちづくり勉強会:現在のまちの課題を確認し、より良いまちづくりを進めるため、町会推薦者と公募者によって、意見交換や見学会などを行った。平成21年~22年の期間で全5回行われた。

事務局:平成21年8月の芝地区まちづくり説明会で説明させていただきましたが、土地区画整理事業に代わり、密集型住市総事業と地区計画の2つを並行して進めていきたいと考えています。ただし、密集型住市総事業で行う道路の整備が中心となります。それに加えて、まちづくりルール(地区計画)をかけて、まちの環境を向上させたいと考えております。

会員:まちづくり協議会員以外の住民の意見はどのようにして聞くのか。

事務局:来年度に、地区内の方々を対象にアンケート調査を行います。

地区計画で定められるルールのイメージ(例)



出典:国土交通省ホームページより